

呉市都市計画マスタープランの改定について

1 策定の目的と改定の趣旨

(1) 策定の目的

都市計画マスタープラン（以下「計画」といいます。）は、都市計画に関する基本的な方針として、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を明らかにするもので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により、都市計画区域を有する市町村に策定が義務付けられています。

(2) 改定の趣旨

呉市では、人口減少下における持続可能なまちづくりに取り組むため、平成29年3月に計画を改定しました。

この度、上位計画である呉市長期総合計画及び広島県が策定する都市計画区域マスタープランの改定に伴い、これらの内容を反映させるため、計画の見直しを行います。

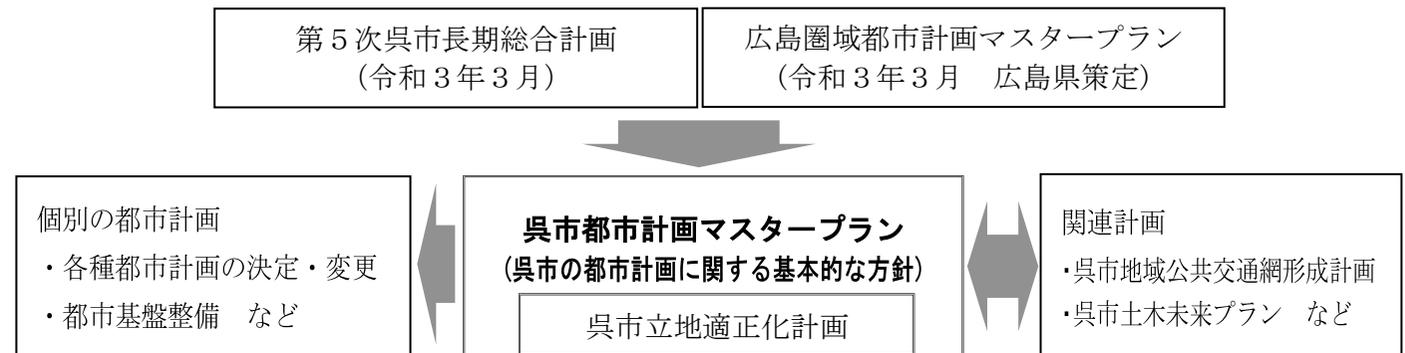
(3) 計画で定めることとされている主な事項

- ア 目指すべき都市像やその実現のための主要課題
- イ 都市構造や都市空間及びこれと一体となった交通体系の整備の考え方、土地利用や施設整備の方針など
- ウ 地域別の土地利用や整備すべき諸施設、都市交通の確保の方針など

2 計画の位置付け

この計画は、第5次呉市長期総合計画及び広島圏域都市計画マスタープランに即するとともに、各分野の関連計画と整合を図って策定します。

また、個別の都市計画は、この計画に即して決定・変更を行います。



(2) 呉高専との官学連携によるアンケート調査の実施

計画の改定に当たり，市民ニーズを把握するためのアンケート調査を呉高専と連携して実施します。

アンケート調査の概要

実施期間	令和3年7月から9月を予定
調査内容	主な内容（予定） ・市民の描く将来都市像や呉市の魅力や強み，都市づくりの課題などについて



呉市都市計画マスタープランにおける，目指すべき都市像やその実現のための課題の抽出などに反映